

年度始めの日曜日 4月1日に 市役所窓口を 開設します



年度始めの時期は、市役所の窓口が大変混雑し利用者の皆さんにご迷惑をお掛けすることもあります。このような状況を緩和し市民サービスの向上を図るため、下記の日程で休日窓口を開設し転入・転出などの住民異動の手続きや各種証明書の発行を行います。

◆ **開設日時** 4月1日(日)
午前8時30分～午後5時15分

◆ 取扱業務

担当課 (問い合わせ)	主な業務
市民課戸籍住民係 ☎①0252	住民異動(転入・転出・転居など) 住民票・戸籍・印鑑登録証明等の交付 国民年金の手続き 外国人登録申請の受付など

※国の機関や他市町村に確認が必要な業務については、対応ができない場合があります。

市有地(成羽町長地)を売ります

市所有地の中で、未利用となっている次の土地について、一般競争入札により競売を実施します。



所在地 (地番)	地目	現況	数量 (実測値)	予定価格 (最低売払価格)
成羽町長地 1241番4	宅地	宅地	288.48㎡	123,000円

- 特記事項…対象地に残存している老朽化した住宅2棟および付属物件を含みます。
- 参加資格…個人および法人で、市内に住所を有しない人も参加できます。
2者以上の連名(共有)による申し込みも可能です。
- 申込期間…3月16日(金)～4月10日(火)の午前9時～午後5時(閉庁日を除きます)
- 入札日時…4月18日(水)、午前10時
- 申込方法…入札参加申込書、その他必要な書類を添えて、総務部総務課(市役所本庁2階)へ提出してください。

■ 問い合わせ・申し込み 総務課庶務管財係 ☎①0207

国民健康保険の 高齢受給者証を送付します



(写真は受給者証の一部を掲載しています)

国民健康保険高齢受給者証(白色)の有効期限は7月31日までとなっていますが、自己負担割合が4月1日以降も据え置かれることになりました。

これに伴い、現在『2割(平成24年3月31日までは1割)』負担の人には、3月下旬に『1割』と記載された新しい証を送付します。

現在お使いの証は、4月以降、保険課、各地域局または地域市民センターへ返却をお願いします。

なお、『3割』と記載された高齢受給者証は、引き続き有効期限まで使用できます。

■ 問い合わせ
保険課健康保険係 ☎①0258

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更されました。

これにより、市は納めすぎとなっている個人住民税等に相当する額を特例還付金として交付する制度を創設しました。特例還付金の交付を受けるためには、税務署での特別還付金の請求手続きとは別に、市へ申請が必要となります。なお、申請時には、税務署での請求手続き時に作成された明細書の写し等が必要となります。

■ 問い合わせ
税務課市民税係 ☎①0214

個人住民税等の **特例還付金**
平成12年から17年までに相続などによる
生命保険契約等で年金を受給していた皆さまへ

高額な外来診療を受ける皆さまへ

「限度額適用認定証」の交付申請を 手続きQ&A

外来受診の際、高額な医療費の支払いを軽減する制度が、4月1日から始まります。

3月末までは入院をした場合に限り、あらかじめ申請し交付された「限度額適用認定証」(70歳以上の人は「限度額適用標準負担額減額認定証」)を医療機関に提示すれば、限度額ま

での窓口負担となっていました。4月からは外来の場合でも適用されます。

問 どのような人が申請をしたらいいのですか。
答 国民健康保険の被保険者で、「70歳未満の人」および「70歳以上の非課税世帯の人」。ま

た、後期高齢者医療保険の被保険者で「非課税世帯の人」です。
問 現在「限度額適用認定証」を持っていますが、新たに申請が必要ですか。
答 申請の必要はありません。認定証に記載されている有効期限内まで使用できます。

問 外来ならどこでも使えますか。
答 ひと月のうち、同一医療機関で外来受診された際に、自己負担限度額を超えたものについて適用されます。

同じ医療機関であっても、入院と外来は別になります。70歳以上の人で、ひと月に複数の医療機関で支払った医療費を合計したものが自己負担限度額を超える場合については、今までもおり後日「高額療養費」としてお返しすることになります。

※国民健康保険税に滞納のある世帯の人には、「認定証」を交付できない場合があります。
■ 問い合わせ
保険課健康保険係 ☎①0258